

さ情審査答申第210号
令和3年12月24日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成30年3月22日付けで貴委員会から受けた、「北浦和公民館清掃業務委託に係るもの 中規模修繕工事竣工後から現在まで 契約書を含む 気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするもの」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月25日付け教生岸公第1183号により、さいたま市教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」とする根拠となる文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

不存在は不当。不存在の当否を争う。

北浦和公民館職員から「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」と言われたので根拠となる行政情報等に基づく発言と思料され、同行政情報があると思いますので、精査の上での再決定を求めます。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人が開示請求した「北浦和公民館清掃業務委託に係るもの」について、「入札指名通知書」他8件を特定し、代理人の氏名、印影、携帯電話連絡先等を条例第7条第2号に該当する個人に関する情報、予定価格、最低制限価格等を同条第5号に該当する情報及び「気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするもの」については、平成29年12月11日現在職員が作成及び取得をしていないため文書不存在として不開示とする一部開示決定を行った。
- 2 この審査請求に先立ち、審査請求人は平成29年末頃に何度か北浦和公民館を訪れ、訪れた度に男性トイレの手洗い場の排水溝の金口が汚れていた事が気になっており、12月末に訪れた時に職員に金口が汚れている旨を指摘した。指摘を受けた職員は審査請求人に対し、汚れについて謝罪するとともに「気付いた人が掃除する又はゴミを拾う」旨の説明をおこなったという。
- 3 行政情報の開示を行った際、「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」とするものの根拠となる文書がなかったことから、文書の不存在は不当であり、再度精査した上で開示を求めると主張している。しかしながら、「気付いた人が掃除する又はゴミを拾う」旨の職員の発言は、施設を運営する立場の者として一般的な発言であり、根拠となる文書は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月11日に開示請求を行った「北浦和公民館清掃業務委託に係るもの 中規模修繕工事竣工後から現在まで 契約書を含む 気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするもの」である。

これに対して実施機関は、該当する9件の文書を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除いて開示し、また、「気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするもの」については、不存在のため不開示とした一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」と言われたのだから、その根拠となる文書が存在するはずであるということから本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人は、不存在は不当であり、不存在の当否を争う、北浦和公民館職員から「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」と言われたので根拠となる行政情報等に基づく発言と思料されるという理由で本件処分の取消

しを求めている。

そこで当審査会において開示された文書を見分したところ、実施機関は、本件対象行政情報をすべて特定し、不開示部分を除き開示していることが確認された。

また、審査請求人の主張する「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」と言われた根拠となる行政情報は確認されなかった。よって、本件に係るすべての行政文書を特定したという実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

したがって、本件開示請求に対して実施機関が行った本件処分は妥当である。

なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|--------------|----------------|
| ① | 平成30年 3月 22日 | 諮問の受理（諮問第504号） |
| ② | 令和 3年10月 21日 | 審議 |
| ③ | 令和 3年11月 18日 | 審議 |
| ④ | 令和 3年12月 16日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|---------------------|
| 会長 | 池上純一 | 大学名誉教授 |
| 委員 | 伊藤一枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴田雅幸 | 行政経験者 |
| 委員 | 塚田小百合 | 弁護士 |
| 委員 | 水口匠 | 弁護士 令和3年10月22日就任 |
| 委員 | 吉田聰 | 弁護士 令和3年10月21日退任 |

(五十音順)